

支障除去等に対する支援のあり方検討会（第2回）議事概要

- 1 日 時 令和5年3月23日（月）10:00～12:00
- 2 場 所 オンライン
- 3 出席者 （委員）
新美委員（座長）、石田委員、岩田委員、小見山委員、大塚委員、猿田委員
（代理：滝沢氏）、鈴木（成）委員、鈴木（道）委員、関委員、室石委員、
目良委員（代理：堀口氏）、山田委員、吉岡委員
（環境省（事務局）
松田不法投棄原状回復事業対策室長 ほか
- 4 議 題
（1）今後の基金制度の基本的方向性について
- 5 配布資料
資料1 : 支障除去等に対する支援のあり方検討会設置要綱
参考資料1 : 基金制度の状況
参考資料2 : 不法投棄等の状況
参考資料3 : 不法投棄等の対策
参考資料4 : 支障除去等に対する支援のあり方検討会（第1回）議事概要
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。

7 議事概要

(1) 今後の基金制度の基本的方向性について

環境省から資料1に基づく説明、及び参考資料1～3の補足説明を行った。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下のとおりである。

- 令和2年度の検討会を踏まえ、令和4年度の審査からは、新たにチェックシートを設け、未然防止対策が行われていたのかなどを細かくチェックし、支援額の絞込みに関する検証を行っている。これまでの基金の運用においても、協議会において行政対応のあり方がシビアに検証され、その結果が各自治体の行政に活かされるという実態がある。
- 税制的な観点から、現状の任意による出えんは寄付行為であり、損金対象となる経費の上限額は低く、出えん金が集まりにくい。そこで、マニフェスト1枚に対して幾ら支払うなど、義務的支払いとして徴収する方法が考えられる。その場合は、社会貢献として、どのように整理するかが問題となる。
- 今後の基金制度は、支援額の見直しが必要ではないか。盛土緊急対策事業による支援のように、誰の責任でもないが放置できないということであれば、産業界という曖昧な概念で出えんを募るよりも、税金により国民全員で負担することも合理性があるのではないか。任意の寄付には限界があるため、その観点も含め、どのように維持していくかを検討すべきである。
- 廃棄物処理法の基金制度は法制度として優れたものと考えている。法目的の実現のために、排出事業者責任の原則を基本に置きながら、自治体の許可による統制と、適正な処理業者の育成という三位一体のなかで法目的を実現するというのが、廃棄物処理法の制度設計であり、基金の拠出についても、制度目的から視野を広くとらえる必要があると考える。
- 多くの排出事業者は、マニフェストを適切に発行し、トレーサビリティを確保し、「排出事業者責任」の趣旨を全うしている。その上で、法が想定した仕組みが十全に機能しても、不法投棄や不適正処理が不可避免的に発生してしまう状況の中で、どのようにして行政代執行費用を賄うのが本件の論点である。適正に処理を行っている者は負担する必要がないというのは、制度設計、法思想の観点からすると違和感があ

る。適切な代執行の実現は、適切な行政処分につながり、それにより不適正処理が未然に防止され、全体として廃棄物の適正処理が実現される。このことにより、マニフェスト頒布団体、処理業者、排出事業者も相応メリットが享受できる。この観点も踏まえ、基金制度を維持していくうえで、どのような応分な負担が妥当であるかを検討すべきと考える。

- 原因者責任の問題は、マニフェスト制度に則って適正処理を行っているか否かであり、制度の実効性の確保が重要である。
- 不法投棄の実行者に資力がない場合への対応として、考え方が二つある。1つは広い意味の原因者負担ということで、受益者負担。もう1つは、全体負担（国民負担）である。どちらが優れているという訳ではないが、具体的には関係性の強いところで負担するということで、マニフェスト頒布団体はそのうちの1つである。
- 不法投棄が多かった時期に比べ、組織も人員も強化しているが、建設系廃棄物の事案の対応は難しい。不適正処理の実行者が、建設業（解体業）、建設リサイクル法の解体工事業の許可を有している場合、廃棄物処理法による行政処分を行っても、建設業の仕事には影響がない場合は、抑止力となり難い。国土交通省と連携した対応が必要と考える。また、建設系廃棄物の発生源としては民間建設工事に由来するものが多いことから、民間建設工事の適正な品質を確保するための指針の中に、発注者と元請業者の適正な関係性に関する記載を加えることも必要ではないかと考える。
- 不法投棄等の実行者は基本的にマニフェストを発行しない。また、建設業の元請業者のなかにも、特定建設資材についてはマニフェストを発行するが、混合廃棄物などは下請けに流し、適正なマニフェストを発行していないという事例が散見される。基金による支援は、適法に処理を行っている排出事業者にとっては、不公平であり、公平性を保つには厳罰化が必要ではないか。
- 過去の検討会で、不法投棄等される廃棄物は建設系廃棄物が多いことから、建設業者に賦課金を課すという議論を行ったが、産業廃棄物の不法投棄等のために新たに税を創設することは現実的ではないと考えている。
- 現状では、マニフェスト頒布団体に寄付を求めているが、マニフェストに上乘せず

る形で、排出事業者に幅広く負担を求めていくことが望ましいのではないか。

- マニフェスト1枚あたりという形で賦課する方法は、間接的に排出事業者全体で負担するというので、最も現実的な方法と考える。
- 排出事業者にとっては、マニフェストを使用することにおいて、制度としての支払い義務を伴うのであれば、法に基づいて義務化する必要がある。一方で、義務化する場合はこの額を徴収するために、マニフェストに基金への出えん金を上乗せするようなシステムは成り立たない可能性がある。
- 任意の拠出は善意による行為であり、それを超える場合は、法的措置として社会のルールにするべきなのではないか。曖昧なままマニフェスト頒布団体の義務であるかのような取扱いには違和感がある。
- 税制度は法的な根拠がないと導入は困難であるため、賦課方式が現実的ではないか。
- 任意の拠出に対して、税制的な優遇措置を検討するなど、可能な限りインセンティブを与えるのも一つの方法である。

以上